

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>平成27年度国家公安委員会・警察庁</p> <p>交通安全業務計画（案）について</p>	<p>平成27年3月12日</p> <p>交通企画課</p>
<p>1 交通安全業務計画の作成</p> <p>(1) 作成の根拠</p> <p>交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、</p> <p>① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策</p> <p>② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項</p> <p>について定めるもの。</p> <p>(2) 報告及び通知</p> <p>指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 平成27年度国家公安委員会・警察庁交通安全業務計画（案）概要</p> <p>第1章 計画の目的及び実施の方針</p> <p>交通安全対策基本法及び第9次交通安全基本計画に基づき、安全で快適な交通社会を実現することを目標として、本業務計画に記載した施策を推進する。</p> <p>第2章 国家公安委員会及び警察庁が交通安全に関し講ずべき施策</p> <p>第1 道路交通環境の整備</p> <p>第2 交通安全思想の普及徹底</p> <p>第3 安全運転の確保</p> <p>第4 道路交通秩序の維持</p> <p>第5 高速道路における諸対策の推進</p> <p>第6 救助・救急活動の充実</p> <p>第7 被害者支援の推進</p> <p>第8 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進</p> <p>第9 交通事故抑止対策について国民の理解を深めるための情報発信等</p> <p>第10 水上交通の安全</p> <p>第3章 都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項</p> <p>交通安全対策基本法第25条第3項に基づき都道府県が作成する都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項として、第2章に掲げる施策を都道府県の実情に応じて具体的に敷えんすることが望ましい施策とした。</p>		

1 概要

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）から、定款を変更し、財務及び会計に関する情報の公開に係る規程を新たに設けることについて、国家公安委員会に対して認可の申請があったもの。

2 法人概要

センターは、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に基づき設立され、自動車の運転に関する研修の実施、運転経歴に係る証明書及び交通事故に関する証明書の交付、交通事故等に関する調査研究等を行っている法人である。

3 定款変更の経緯

センターについては、平成25年12月、総務省行政評価局より「特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視」の調査結果に基づき、財務内容等に関する書類の公開等に係る規定の整備を行うよう、勧告を受けており、今般、同勧告を踏まえ、定款を改正するもの。

なお、同法人の定款の変更については、自動車安全運転センター法に基づき、国家公安委員会の認可を受けなければその効力を生じないこととされている。

4 申請概要

定款に、財務諸表等の公開に係る規定を新設する。

<新設規定の概要>

センターは、予算及び事業計画について国家公安委員会の認可を受けたとき並びに財務諸表を国家公安委員会に提出したときは、遅滞なくこれらの情報を公開するものとする。

※ センターでは、財務諸表等について、これまでも公表していたが、その根拠が定款等に規定されていなかったもの。

公安委員会

説明資料No. 3

警察庁長官に対する開示請求に係る決定について

(行政機関情報公開法関係)

平成27年3月12日

総務課

(略)

1 経緯

平成22年3月に行われた警察庁長官と韓国警察庁長との会談で、両国警察の高級実務者級による協議の定期的開催につき一致し、この度第4回協議を日本で開催。

2 日程及び開催場所

平成27年3月6日(金) 於：警察庁

3 出席者

日本側：沖田長官官房総括審議官、国際課長等

韓国側：金^{キム}成根^{ソングン} 外事局長、外事捜査課長等

4 結果

(1) 協議テーマ

- 捜査共助（協力）の高度化
- デジタルフォレンジックに関する情報共有の推進
- サイバー犯罪捜査に係る協力の推進
- 偽ブランド品対策
- 新型合成麻薬に関する情報交流の活性化
- 教育機関間の警察護身逮捕術交流

(2) 協議結果

各協議テーマについて、両国警察の実務者が、直接協議・情報交換を行うとともに、両国の情勢を把握し、捜査協力等を今後一層促進させることで一致。

1 国際機関（INSARAG）による災害救助能力評価

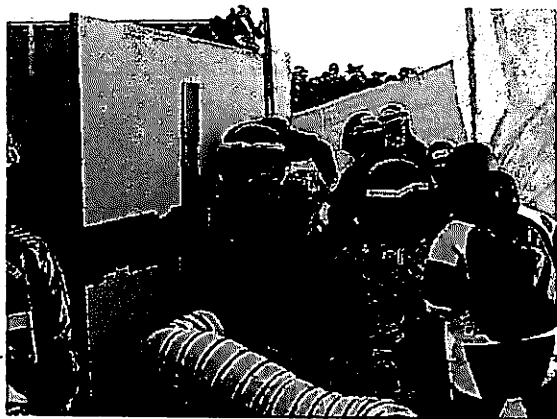
- 大規模災害に際し、派遣される各国チーム間の調整等を行う「国際搜索・救助諮問グループ」（International Search And Rescue Advisory Group：INSARAG、国連人道問題調整事務所に事務局を置く国際機関）は、各国チームの能力評価を行っている。（同機関が定めるガイドラインに従って検定し、その能力に応じ「重（ヘビー）」「中（ミディアム）」「軽（ライト）」のいずれかに評価。）
- 我が国は、平成22年3月に13チーム（12か国）目の「重」認定を受けており、今回、5年毎に行われる再評価検定を受検し、13チーム（12か国）目の再認定を受けた。

2 受検状況

- 我が国国際緊急援助隊救助チームは全体で70名。うち、警察は23名で受検、国際課課長補佐（副団長）、情報通信局の通信技官、警視庁、神奈川警察、大阪府警察、兵庫県警察の各警察官及び警視庁警備犬が参加。
3月3日（火）から5日（木）にかけて受検。44時間派遣シミュレーション（於：兵庫県三木市）等を実施し、150の受検項目全てをクリア。
5日、INSARAGから「重」再認定を発表。

3 意義

我が国救助チームの能力が「重」と再認定されることは、搜索・救助の分野において、引き続き国際的に高いレベルにあると評価され、実際の大規模災害が発生した際、高度な救助技術を要する被災現場での活動を委ねられることとなり、国際緊急援助活動においてより大きな貢献ができる。



<倒壊ビルを想定した救助活動>



<活動を検定する評価員>

（中央・黄緑色のウインドブレーカー着用の方）

1 特徴

(1) 手口の悪質・巧妙化

- インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害が過去最大に。
- 情報窃取を目的とした、英文メールによる「ばらまき型」攻撃の増加、日本の制度を踏まえ巧妙に偽装された内容を含むメールの発生等を確認。
- 警察庁が設置したセンサーにおいて、攻撃パケットや攻撃の準備行為とみられる各種探索パケットを多数観測。

(2) サイバー空間における犯罪インフラの存在

不正アクセスに悪用され得る中継サーバやDDoS攻撃に悪用され得るサービスが存在。

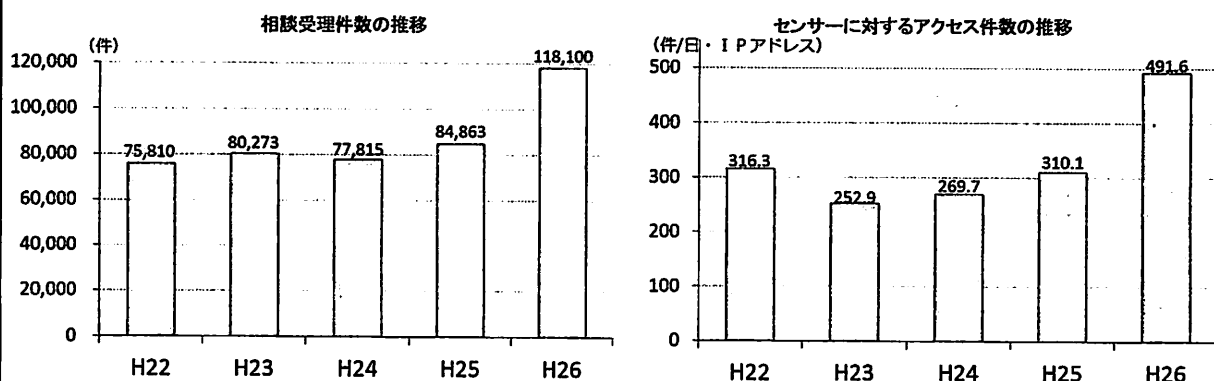
(3) 新たな技術・サービスの実社会への影響

ビットコイン等の新たな技術・サービスが出現し、それらが犯罪のツールとして利用される可能性が拡大。

(4) インターネット利用に係るリスクの拡大

インターネットにおける危険ドラッグの販路の存在、企業のウェブサイトに対するリスト型攻撃、偽サイト等に係る詐欺の多発等インターネット利用に係るリスクが拡大。

2 サイバー犯罪・サイバー攻撃の発生状況等



- サイバー犯罪等に関する相談件数は11万8,100件(+3万3,237件、+39.2%)
- インターネットとの接続点に設置したセンサーに対するアクセス件数は、1日・1IPアドレス当たり491.6件(+181.5件、+58.5%)
- サイバー犯罪の検挙件数は7,905件(-208件、-2.6%)
 - ・ ネットワーク利用犯罪の検挙件数は7,349件(+694件、+10.4%)
- 警察が把握した標的型メール攻撃は1,723件(+1,231件、+250%)

1 概要

サイバー補導とは、インターネットの利用に起因する福祉犯被害から児童を保護するため、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して注意・指導するものであり、平成 25 年 4 月から試行を行い、25 年 10 月から全国で実施しており、これまでに児童 597 人（25～26 年中）を補導した。

2 実施状況

	平成 25 年中	平成 26 年中	合計
補導人員（人）	197	501	698
児童（18 歳未満）	158	439	597
18・19 歳	39	62	101

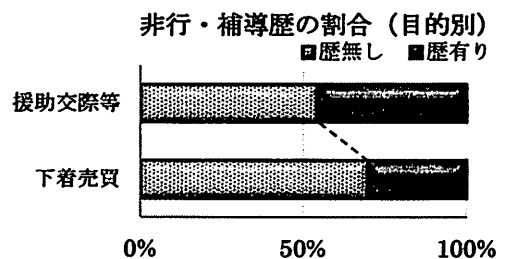
※平成 25 年中の補導人員等は 4 月 15 日から 10 月 20 日までの間に実施された試行期間の補導人員等を含む。

- 補導した児童（597 人）の内訳
 - ・女～572 人、男～25 人 ・平均年齢～16.1 歳 ・最年少～13 歳の女子（中学 1 年生）
- 警察側からメール等を送信したが現場で接触できなかった件数

	平成 25 年中	平成 26 年中	合計
接触できなかった件数（件）	904	11,051	11,955

3 特徴

- 補導した児童の 6 割は非行・補導歴がない。
- 援助交際目的の児童は下着売買目的の児童と比べて、非行・補導歴を有する児童や有職・無職の割合が多くなっている。
- 補導した児童の 9 割は援助交際等の書き込みにスマートフォンを使用している。※26.4月以降
- 保護者の知らないうちに児童が援助交際等の書き込みなどを行っている。
- 無料通話アプリの ID を交換する掲示板とともに SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への書き込みも見られる。
- 街頭補導と異なり児童と接触できないことがあるなど手間がかかる。



A 県の事例（普段の生活リズムの中で投稿・接触）

補導児童\時刻	投稿	返信	接触
15 歳（中 3）	8:06	8:21	13:10
16 歳（無職）	11:32	11:45	13:50
14 歳（中 3）	13:02	14:12	17:00

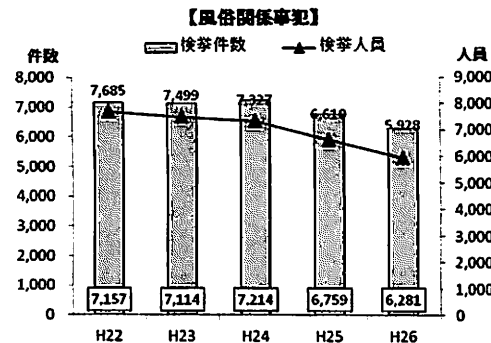
4 効果

- 援助交際等を求める書き込みをして大人と出会い、児童買春等の被害に遭う可能性があった児童 597 人を補導したことにより児童の保護と非行防止に寄与
- 補導した児童の約半数は過去に児童買春等の福祉犯被害に遭っており、補導した児童からの聴取等により児童買春等の事件を検挙

5 今後の取組

- 実施方法を工夫するなどして、引き続きサイバー補導を積極的に推進
- サイバー補導後も児童への助言・指導を継続的に実施し問題行動が改善された効果的な事例が報告されており、こうした事例等を参考とし効果的な児童の立ち直り支援について検討
- 悪質性の高い福祉犯被疑者の検挙を推進

1 風俗関係事犯の取締り状況



	H26		H25		増減	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
風営適正化法違反	2,477	2,640	2,710	3,040	-233	-400
売春防止法違反	817	535	1,030	639	-213	-104
わいせつ事犯	2,903	2,341	2,931	2,558	-28	-217
遊技機使用賭博事犯	64	348	66	306	-2	42
公営競技関係法令違反	20	64	22	67	-2	-3
合計	6,281	5,928	6,759	6,610	-478	-682

1～
14頁

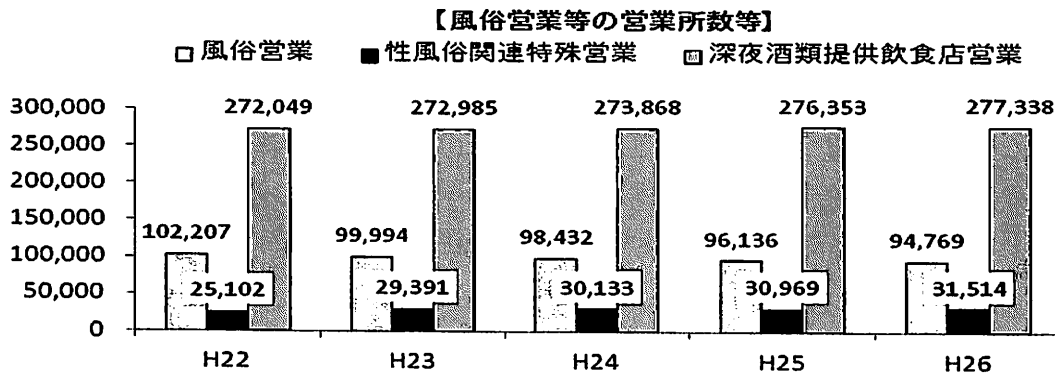
【主な特徴】

- 名義貸しの検挙が増加(48件から63件)
※ 複数の他人名義を利用した無許可営業事案が目立った。
- 非面接販売、他人名義口座利用など、わいせつ物頒布等事犯が巧妙化傾向
- 賭博店が要塞化傾向

2頁

2 風俗営業等の営業所数等（許可・届出数）及び行政処分の状況

(1) 営業所数等（許可・届出数）



15～
22頁

- 風俗営業の許可営業所数は29年連続で減少（平成22年比-7,438件）
全ての業種で減少しており、特に、料理店・カフェ等(同-1,755件)、
まあじやん営業(同-2,311件)、ゲームセンター等営業(同-1,698件)の減少が顕著
- 性風俗関連特殊営業の届出数は8年連続で増加（同+6,412件）
中でも無店舗型が増加傾向（同+3,508件）
- 深夜酒類提供飲食店営業の届出数は増加（同+5,289件）

(2) 行政処分の状況

- 行政処分件数は7,306件で減少傾向（平成22年比-1,839件）
許可の取消し・廃止命令等127件、営業停止命令等557件、指示処分6,622件

23～
24頁

3 今後の方針

- 違法風俗店等の実態把握の強化
- 地域における風俗上の問題点や要望を踏まえた厳正な取締り
- 迅速かつ厳格な行政処分の実施

1 経緯

- 平成23年5月 法務大臣より法制審議会へ諮問（第92号）。
- 平成23年6月 「新時代の刑事司法制度特別部会」第1回会議開催。
- 平成26年7月 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」（答申案）を最終取りまとめ。
- 平成26年9月 法制審議会総会（第173回）において、同答申案を採択。同日、法務大臣へ答申。

2 「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」の概要

- (1) 取調べの録音・録画制度の導入（別添1，2）
- (2) 合意制度の導入等（別添3）
 - ・ 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入
 - ・ 刑事免責制度の導入
- (3) 通信傍受の合理化・効率化（別添4）
- (4) 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化（別添5）
- (5) 弁護士による援助の充実化（別添5）
- (6) 証拠開示制度の拡充（別添6）
 - ・ 証拠の一覧表の交付手続の導入
 - ・ 公判前整理手続の請求権の付与
 - ・ 証拠開示の対象の拡大
- (7) 犯罪被害者等・証人を保護するための措置（別添7）
 - ・ ビデオリンク方式による証人尋問の導入
 - ・ 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
 - ・ 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入
- (8) 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引き上げ（別添8）
- (9) 自白事件の簡易迅速な処理のための措置（別添8）

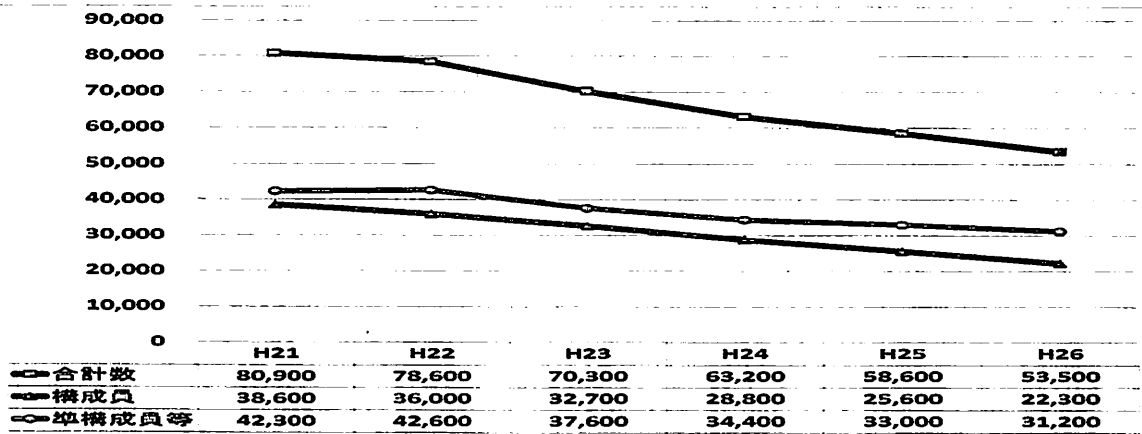
3 今後の予定

3月13日（金）

閣議決定

1 暴力団構成員等の情勢

暴力団構成員等の推移

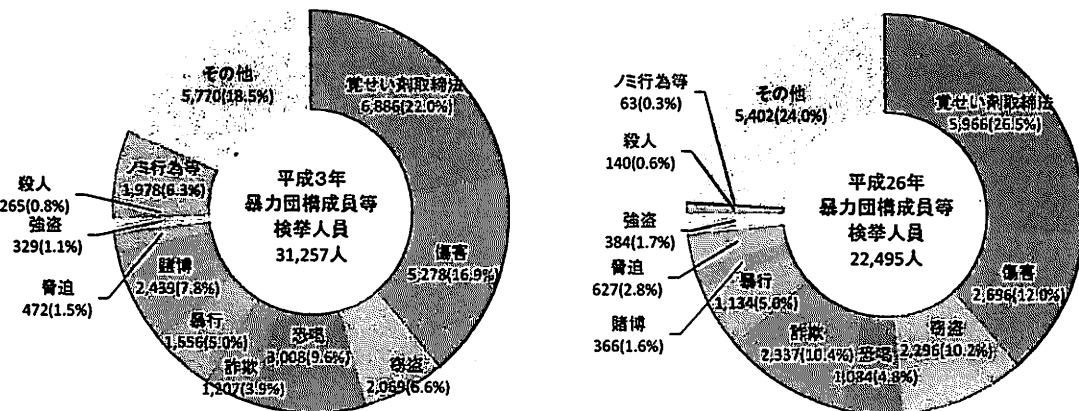


○ 構成員数は5年前と比べて42.2%、10年前と比べて49.7%減少し、暴対法施行後最少

2 暴力団犯罪の検挙状況

暴力団構成員等の検挙人員

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
暴力団構成員等の検挙人員	26,503	25,686	26,269	24,139	22,861	22,495



○ 検挙人員は長期的に減少傾向
○ 傷害、恐喝等の占める割合が減少、詐欺の占める割合が増加

3 事業者襲撃等事件

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
事業者襲撃等事件数	16	24	18	15	29	21	23	5

○ 統計を取り始めた平成19年以降最少

4 工藤會対策の推進

- 工藤會総裁、同会長、同理事長ら幹部組員等を逮捕
- 特定危険指定暴力団等に対する事務所使用制限命令を初発出

5 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件

- 発砲事件は19件発生（前年比-16件）、死者はなし

1 犯罪収益移転防止法の改正（第2章（21頁～22頁））

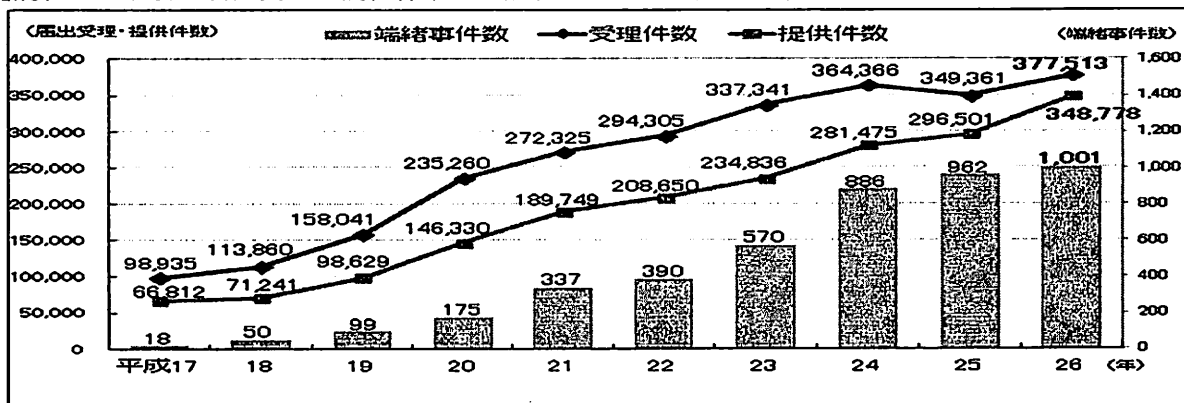
26年11月、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充等について定めることを内容とする、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律が成立

2 特定事業者に向けた取組（第3章（34頁））

特定事業者に対する報告徴収を10件、特定事業者の所管行政庁に対する意見陳述を11件実施

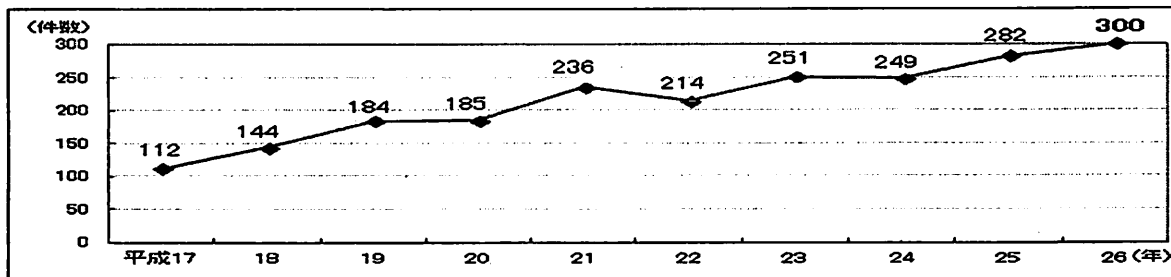
3 疑わしい取引の届出とその活用状況（第4章（39頁～45頁））

【疑わしい取引の届出受理・提供件数及び疑わしい取引に関する情報を端緒として検挙した事件数】



4 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況（第5章（47頁～53頁））

【マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】



5 外国F I Uとの情報交換（第6章（65頁～66頁））

- 26年中、外国F I Uと254件の情報交換を実施
- 26年中、8の国・地域との間で情報交換枠組みを設定（26年末現在で合計78の国・地域）

6 今後の取組

- 疑わしい取引に関する情報の分析能力の向上と積極的活用の促進
- マネー・ローンダリング事犯の検挙と犯罪収益の剥奪の強化
- 犯罪収益移転防止法の改正等を踏まえた関係政省令の改正等
- F A T F対日相互審査フォローアップへの適切な対応

兵庫県警察は、平成27年3月9日、兵庫県洲本市内の民家等において5名が死亡した事件について、被疑者を被害者3名に対する殺人未遂罪で現行犯逮捕した。

1 被疑者

兵庫県洲本市

無職 甲男（40歳）

2 死亡者

(1) A男方

A男（当時62歳）、B女（当時59歳）及びC女（当時84歳）

(2) D男方

D男（当時82歳）及びE女（当時79歳）

3 事案概要

被疑者は、平成27年3月9日、A男方及びその周辺において、A男、B女及びC女を、刃物様のもの で刺すなどしたものの。

4 捜査の経緯

(1) 平成27年3月9日、被害者等から「家に人が入ってきて刺された。

犯人は甲男である。」旨の110番通報を受理。臨場した警察官が、A男方等で出血し倒れているA男、B女及びC女を発見。

(2) A男方付近で被疑者 を発見し、着衣に血痕が付着していること等から、殺人未遂罪で現行犯逮捕。（殺人罪で送致）

(3) D男方で、D男及びE女の死体 を発見。

(4) 一連の事件の全容解明に向け、所要の捜査を推進。